# 法令および定款に基づく
# インターネット開示事項

（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）

## １．事業報告

⑴　**業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要**

⑵　**業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

⑶　**会社の支配に関する基本方針**

## ２．連結計算書類

**連　結　注　記　表**

## ３．計算書類

**個　別　注　記　表**

# ＳＢＳホールディングス株式会社

事業報告の「業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」および「会社の支配に関する基本方針」、ならびに連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、当社ホームページに掲載することにより株主の皆様に提供しております。

# 1．事業報告

## ⑴ 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

### ① 当社および当社グループ会社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．当社および当社グループ会社は、「ＳＢＳグループコンプライアンス規程」に基づき、取締役および従業員に対して、法令および定款ならびに社内諸規程等の遵守を徹底する。また、コンプライアンスに関する会議等の活動を通してコンプライアンス体制の維持・向上を推進する。

ロ．当社および当社グループ会社は、「取締役会規則」をはじめとする社内諸規程を整備し、取締役および従業員の行動や意思決定が、法令および定款に違反することのない体制とする。

ハ．財務報告の信頼性を確保するために、「財務報告の基本方針」に定める原則を適切に実行し、財務報告に係る内部統制の適正かつ効率的な体制を構築する。

ニ．内部監査を担当する部署は、監査役と密接に連携を保ち、当社および当社グループ会社の業務監査にあたるものとする。業務監査において、重大な法令・定款違反、その他不当な事実を発見した場合には、当社の代表取締役および当該グループ会社の代表取締役に対し報告する。なお、緊急の事案に対しては、ＳＢＳグループコンプライアンス会議へ事実関係の調査勧告や監査役会に緊急の取締役会の招集等を提案する等、適切な対応を講ずるものとする。

ホ．法令もしくは定款またはコンプライアンス違反に関して、当社および当社グループ会社の従業員等がその事実を知ったときは、内部通報制度に定める通報先へ通報する。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）は、「文書管理規程」、「機密文書管理規程」および「ＳＢＳグループ情報セキュリティポリシー」に従って保管および管理され、取締役および監査役は、業務上必要なときに閲覧・謄写できるものとする。

ロ．保存年限は、「文書管理規程」において定めるものとする。なお、法令により定められた保存年限があるものについては、それ以上の期間を保存期限として定めるものとする。

### ③ 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社および当社グループ会社は、「ＳＢＳグループリスク管理規程」に基づき、各社ごとに対応すべきリスクを洗い出してその対応策を立案、実施し、リスクによる損害や損失の予防と最小化を図る。また、グループのリスク管理に関する会議体を設置し、リスク対応策の進捗状況の確認や実施結果に対する評価・承認を行う。

ロ．当社は、物流品質の向上を目指してその専門部署を設置し、当社および当社グループ会社における自動車事故等の防止にあたるほか、国土交通省の「運輸安全マネジメント制度」に基づく安全管理体制を導入し、事故防止を推進する。また、物流業務の改善を通して安全性の向上に取り組む。

ハ．大地震等の危機管理対策としては、対応マニュアルに基づいて対策本部の設置ならびに各対策チームによる事業復旧への対応および事業継続に向けた活動を実施する。

### ④ 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社および当社グループ会社は、「取締役会規則」、「職務権限規程」、「稟議規程」をはじめとする社内諸規程に基づく意思決定のルールにより、適正かつ効率的な職務執行が行われる体制をとる。

ロ．当社および当社グループ会社は、毎期初にそれぞれ当該事業年度の事業計画を策定する。また、月次の取締役会等でその進捗を評価し、緊急の対応や環境の変化にも即座に対応できる体制をとる。

**⑤　当社グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項**

イ．当社グループ会社は、自社の事業の経過、財産の状況およびその他の重要事項について、定期的に当社へ報告・情報共有をするものとする。

ロ．当社グループ会社が重要事項を行う場合には、その意思決定に際して、「関係会社管理規程」、その他関連規程に基づき、当社の担当部署に報告・協議を行うとともに、所定の決裁を受けるものとする。

**⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、監査役の職務を補助するための監査役スタッフを選任するものとする。

**⑦　上記の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

イ．監査役スタッフの任命、人事評価および人事異動ならびに懲戒に関しては、監査役の意見を尊重し決定する。

ロ．監査役スタッフへの指揮命令系統は監査役とし、監査役スタッフは、他の業務を兼務することができないものとする。

**⑧　当社および当社グループ会社の取締役等および従業員が当社の監査役に報告するための体制**

イ．当社および当社グループ会社の取締役等および従業員は、法令もしくは定款またはコンプライアンスに違反する事実、あるいは会社に著しい損害を与える恐れのある事実を知ったときは、当該事実に関する事項を速やかに当社の監査役に報告する体制をとる。

ロ．当社および当社グループ会社の取締役等および従業員は、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに報告を行うものとする。

**⑨　上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

上記の報告をした取締役等および従業員に対して、当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いをしてはならないものとする。

**⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに処理をするものとする。

**⑪　監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

イ．監査役は、取締役会以外の重要な会議に出席することができるほか、各種の会議議事録、その他の文書を閲覧することができるものとする。

ロ．代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換をするものとする。

ハ．監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、緊密な連携を保つとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができるものとする。

**⑫　反社会的勢力排除に向けた基本的体制**

当社および当社グループ会社は、「ＳＢＳグループ行動憲章」ならびに「ＳＢＳグループ企業倫理規程」および「ＳＢＳグループ反社会的勢力対策規程」を遵守することにより、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たない。

### ⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

#### ① 内部統制システム全般

当社および当社グループ会社の内部統制システム全般の整備・運用状況は、監査部がモニタリングし、改善を進めております。また、「ＳＢＳグループＣＳＲ推進委員会」が、その下部組織である「ＳＢＳグループリスク管理会議」、「ＳＢＳグループコンプライアンス会議」、「ＳＢＳグループ運輸安全推進会議」および「ＳＢＳグループ情報セキュリティ推進会議」を統括し、内部統制システム全般を管理しております。

金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」は、当社および当社グループ会社において自己点検を行ったうえ、監査部による第三者評価を実施しております。

#### ② コンプライアンス

当社は、当社および当社グループ会社の従業員に対して、その階層に応じコンプライアンスの研修を実施しております。また、「ＳＢＳグループコンプライアンス会議」（当事業年度は２回開催）の中で、法令違反、不正行為に該当する事例の報告、内部通報制度に基づき相談・通報窓口へ寄せられた内容の報告を行い、当社グループ全体でコンプライアンス意識向上への取り組みを継続的に行っております。

当社の内部通報制度は、社内窓口、監査役への直接の窓口および第三者の社外窓口を設け、当社および当社グループ会社の従業員が活用できる体制を整えており、グループ会社の従業員に対する周知を継続して行っております。

#### ③ リスク管理

当社および当社グループ会社は、「ＳＢＳグループリスク管理規程」に基づき、各部門ごとに対応すべきリスクを洗い出してその対応策を実施し、リスクの顕在化による損害や損失の予防と最小化を図っております。「ＳＢＳグループリスク管理会議」（当事業年度は２回開催）は、当社および当社グループ会社のリスク対策の進捗状況の確認や対応策に対する評価・承認を行い、「ＳＢＳグループＣＳＲ推進委員会」へ報告し、承認を得ております。

#### ④ グループ会社経営管理

当社は、国内グループ会社の経営管理は経営管理部が、また海外グループ会社の経営管理は経営企画部がそれぞれ整備・統括しております。グループ会社の重要な意思決定は、「国内関係会社管理規程」および「海外関係会社管理規程」に基づき、当社の所管部門と事前に協議のうえ承認申請または報告を受けることとしております。また、監査部は、「内部監査規程」に基づき、グループ会社に対し内部監査を実施し、グループ経営方針および諸規程に準拠した企業活動や組織運営が効率的に行われているかの検証、評価および助言を行っております。

#### ⑤ 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規則」に基づき、原則月１回の取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項および経営上の重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。なお、社外取締役を２名選任し、当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。当事業年度においては、取締役会を14回開催しているほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会の決議があったとみなす書面決議が１回ありました。

#### ⑥ 監査役

監査役は、取締役会や重要な会議への出席を通じて、当社グループの内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。また、監査役は、会計監査人、監査部など内部統制に係る組織と情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

### ⑶ 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点において当該「基本方針」およびいわゆる「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

当社における企業価値および株主共同の利益に資さないものについては会社として適切な対応が必要であると考え、社会的な動向も見極めつつ、今後検討を進めてまいります。

## ２．連結計算書類

**連結注記表**

**１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記**

⑴　連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

・連結子会社の数　16社

・主要な連結子会社の名称　ＳＢＳロジコム㈱、ＳＢＳフレック㈱、ＳＢＳフレックネット㈱、ＳＢＳゼンツウ㈱、ＳＢＳ即配サポート㈱、ＳＢＳフレイトサービス㈱、日本レコードセンター㈱、ＳＢＳグローバルネットワーク㈱、ＳＢＳスタッフ㈱、ＳＢＳファイナンス㈱、ＳＢＳアセットマネジメント㈱、マーケティングパートナー㈱、SBS Logistics Singapore Pte. Ltd.
なお、当連結会計年度より、ＳＢＳトランスポート㈱はＳＢＳロジコム㈱を存続会社として合併したため、連結の範囲から除外しております。

②非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　上海慶亜留塗料加工有限公司
SBS Logistics Holdings Hong Kong Ltd.
SBS Logistics Hong Kong Ltd.
ＳＢＳジーエフ㈱
他５社

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

⑵　持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社の状況

・持分法適用の非連結子会社または関連会社数
１社

・主要な会社等の名称　㈱ゼロ

②持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

・主要な会社等の名称　上海慶亜留塗料加工有限公司
SBS Logistics Holdings Hong Kong Ltd.
SBS Logistics Hong Kong Ltd.
ＳＢＳジーエフ㈱
岡田陸運㈱
㈱ジャパンミュージックデータ
SBS Logistics（Thailand）Co., Ltd.
TAS Logistics Co., Ltd.
Atlas Logistics Pvt. Ltd.
他７社

・持分法を適用しない理由　当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

⑶　連結子会社および関連会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

持分法適用会社である㈱ゼロの決算日は６月30日であり、連結計算書類の作成にあたっては、９月30日現在で仮決算を実施しております。また、連結決算日との間に生じた重要な取引につき、連結上必要な調整を行っております。

⑷　会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準および評価方法

イ．有価証券

・その他有価証券

| | |
|---|---|
| 時価のあるもの | 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。 |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法によっております。 |

| | |
|---|---|
| ロ．デリバティブ | 時価法によっております。<br>なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。 |
| ハ．たな卸資産 | 通常の販売目的で保有するたな卸資産<br>評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。 |
| ・仕掛販売用不動産 | 個別法 |
| ・販売用不動産 | 個別法 |
| ・販売用不動産信託受益権 | 個別法 |
| ・商品及び製品 | 先入先出法 |
| ・原材料及び貯蔵品 | 主に最終仕入原価法 |

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

| | |
|---|---|
| イ．有形固定資産<br>（リース資産を除く） | 主に定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。<br>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。<br>建物及び構築物　２～50年<br>機械装置及び運搬具　２～17年<br>工具、器具及び備品　２～20年 |
| ロ．無形固定資産<br>（リース資産を除く） | 自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法、その他の無形固定資産については定額法によっております。 |
| ハ．リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証がある場合は当該金額）とする定額法によっております。 |

③重要な引当金の計上基準

| | |
|---|---|
| イ．貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ロ．賞与引当金 | 当社および一部の連結子会社では、従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度末の負担額を計上しております。 |

④退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年および15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年および７年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ．小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤重要なヘッジ会計の方法

| | |
|---|---|
| イ．ヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理によっております。 |
| ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段･･･金利スワップ<br>ヘッジ対象･･･借入金の利息 |
| ハ．ヘッジ方針 | 借入金利の市場変動リスクを回避する目的で行っております。 |
| ニ．ヘッジ有効性評価の方法 | 金利スワップ取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較してその有効性の評価をしております。ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。 |

⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項

| | |
|---|---|
| イ．消費税等の会計処理方法 | 税抜方式によっております。 |
| ロ．連結納税制度の適用 | 当社および一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。 |
| ハ．収益および費用の計上基準 | ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準<br>リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。 |

⑸　のれんの償却に関する事項

のれんについては、20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却しております。

⑹　会計方針の変更

（連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い等の適用）

「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号　平成29年３月29日）および「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号　平成29年３月29日）を当連結会計年度から早期適用し、国内関連会社が指定国際会計基準に準拠して作成した連結計算書類を当社の連結決算手続上、利用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。

なお、当該遡及適用による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日。以下「回収可能性適用指針」という。）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3)①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産および繰延税金負債の額と、前連結会計年度末の繰延税金資産および繰延税金負債の額との差額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加算しております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

**2．連結貸借対照表に関する注記**

⑴　担保に供している資産並びに担保付債務は、次のとおりであります。

①担保資産

| | |
|---|---|
| 建物及び構築物 | 840百万円 |
| 土地 | 3,532百万円 |
| 計 | 4,372百万円 |

②上記に対応する債務

| | |
|---|---|
| １年内償還予定の社債 | 160百万円 |
| 社債 | 80百万円 |
| 計 | 240百万円 |

上記の他、輸入関税の支払いに対する銀行保証の担保として定期預金11百万円を差入れております。

⑵　差入保証金の代用として差し入れている資産は、次のとおりであります。

投資有価証券　10百万円

⑶　有形固定資産の減価償却累計額　36,732百万円

有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

⑷　裏書手形　９百万円

**3．連結株主資本等変動計算書に関する注記**

⑴　発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 39,718,200株 | －株 | －株 | 39,718,200株 |

⑵　自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 423株 | 49株 | －株 | 472株 |

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加49株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

⑶　剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

平成29年２月20日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　675百万円
・１株当たり配当額　17円
・基準日　平成28年12月31日
・効力発生日　平成29年３月10日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成30年２月20日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　834百万円
・１株当たり配当額　21円
・基準日　平成29年12月31日
・効力発生日　平成30年３月９日

**4．金融商品に関する注記**

⑴ 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については原則行わず、政策的な投資に限り運用を行っております。

資金調達については、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、グループ各社で定めた債権管理規程に従いリスク軽減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は、運転資金（主として短期）および設備投資資金（主として長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

なお、デリバティブ取引は、内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表計上額（*） | 時　価（*） | 差　額 |
|---|---|---|---|
| ① 現金及び預金 | 11,539 | 11,539 | － |
| ② 受取手形及び売掛金 | 19,672 | 19,672 | － |
| ③ 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 関連会社株式 | 4,188 | 5,673 | 1,485 |
| その他有価証券 | 1,872 | 1,872 | － |
| ④ 支払手形及び買掛金 | (8,204) | (8,204) | － |
| ⑤ 短期借入金 | (14,500) | (14,500) | － |
| ⑥ 長期借入金 | (41,742) | (41,612) | △130 |

（*）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

① 現金及び預金、並びに ② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格等によっております。

④ 支払手形及び買掛金、並びに ⑤ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。また、変動金利による長期借入金については、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。更に、変動金利による長期借入金で金利スワップの特例処理を行っている長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用されると合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

また、１年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めて記載しております。

2．非上場株式等（連結貸借対照表計上額424百万円）は、市場価格が無く、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

**5．賃貸等不動産に関する注記**

⑴　賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の土地および施設を有しております。

⑵　賃貸等不動産の時価に関する事項

| 連結貸借対照表計上額 | 時価 |
|---|---|
| 25,934百万円 | 30,721百万円 |

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

２．時価の算定方法

主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であり、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて合理的に調整した金額によっております。

**6．１株当たり情報に関する注記**

⑴　１株当たり純資産額　916円50銭

⑵　１株当たり当期純利益　111円94銭

**7．重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 3．計算書類

**個別注記表**

**1．重要な会計方針に係る事項に関する注記**

⑴　有価証券の評価基準および評価方法

①　子会社株式および関連会社株式　　移動平均法による原価法によっております。

②　その他有価証券

・時価のあるもの　　事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

・時価のないもの　　移動平均法による原価法によっております。

⑵　デリバティブ　　時価法によっております。
なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

⑶　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

②　無形固定資産（リース資産を除く）　　自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法、その他の無形固定資産については定額法によっております。

③　リース資産　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑷　引当金の計上基準

貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑸　重要なヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法　　繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理によっております。

②　ヘッジ手段とヘッジ対象　　ヘッジ手段･･･金利スワップ
ヘッジ対象･･･借入金の利息

③　ヘッジ方針　　借入金利の市場変動リスクを回避する目的で行っております。

④　ヘッジ有効性評価の方法　　金利スワップ取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較してその有効性の評価をしております。ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

⑹　その他計算書類作成のための基本となる事項

①　消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

②　連結納税制度の適用　　連結納税制度を適用しております。

**2．追加情報**

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

**3．貸借対照表に関する注記**

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　602百万円

⑵　関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| ①　短期金銭債権 | 16,837百万円 |
| ②　短期金銭債務 | 5,359百万円 |
| ③　長期金銭債権 | 16,715百万円 |
| ④　長期金銭債務 | 15百万円 |

**4．損益計算書に関する注記**

関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| ①　営業収益 | 5,402百万円 |
| ②　営業費用 | 6百万円 |
| ③　営業取引以外の取引高 | 257百万円 |

**5．株主資本等変動計算書に関する注記**

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 423株 | 49株 | －株 | 472株 |

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加49株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

**6．税効果会計に関する注記**

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 関係会社株式評価損 | 669百万円 |
| 投資有価証券評価損 | 60百万円 |
| 減価償却超過額 | 21百万円 |
| 繰越欠損金 | 1,013百万円 |
| その他 | 32百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,797百万円 |
| 評価性引当額 | △1,739百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 57百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| 特別償却準備金 | △86百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | △68百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △155百万円 |
| 繰延税金負債の純額 | △98百万円 |

繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

| | |
|---|---|
| 流動資産－繰延税金資産 | 4百万円 |
| 固定負債－繰延税金負債 | △102百万円 |

**7．関連当事者との取引に関する注記**

子会社および関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有（被所有）割合（％） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（百万円） | 科目 | 期末残高（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | ＳＢＳ即配サポート㈱ | 所有 直接 100.0 | 資金の移動<br>役員の兼任 | 利息の受取（注1） | 10 | 長期貸付金 | 2,443 |
| 子会社 | ＳＢＳフレック㈱ | 所有 直接 66.0 | 経営指導<br>業務の受託<br>不動産賃貸<br>配当金の受取<br>資金の移動<br>役員の兼任 | 経営指導（注2）<br>業務の受託（注5）<br>不動産の賃貸（注6） | 287<br>136<br>25 | 未収入金 | 42 |
| | | | | 配当金の受取（注4） | 106 | － | － |
| | | | | 利息の受取（注1）<br>ＣＭＳによる資金貸借（貸付増）（注3）<br>ＣＭＳ利息の受取（注3） | 2<br>488<br>4 | 短期貸付金 | 1,755 |
| 子会社 | ＳＢＳアセットマネジメント㈱ | 所有 直接 100.0 | 資金の移動<br>役員の兼任 | ＣＭＳによる資金貸借（預り減）（注3）<br>ＣＭＳ利息の支払（注3） | 7<br>6 | 預り金 | 1,077 |
| 子会社 | ＳＢＳロジコム㈱ | 所有 直接 100.0 | 経営指導<br>業務の受託<br>不動産賃貸<br>配当金の受取<br>資金の移動<br>役員の兼任 | 経営指導（注2）<br>連結納税に係る個別帰属額<br>業務の受託（注5）<br>不動産の賃貸（注6） | 920<br>1,049<br>279<br>61 | 未収入金 | 1,172 |
| | | | | 配当金の受取（注4） | 2,133 | － | － |
| | | | | ＣＭＳによる資金貸借（貸付増）（注3）<br>ＣＭＳ利息の受取（注3） | 675<br>34 | 短期貸付金 | 5,302 |
| 子会社 | ＳＢＳフレイトサービス㈱ | 所有 間接 100.0 | 資金の移動 | 利息の受取（注1） | 19 | 長期貸付金 | 3,074 |
| 子会社 | ㈱エルマックス | 所有 間接 100.0 | 資金の移動<br>役員の兼任 | 利息の受取（注1）<br>ＣＭＳによる資金貸借（預り増）（注3）<br>ＣＭＳ利息の支払（注3） | 111<br>281<br>7 | 長期貸付金<br>その他流動資産<br>預り金 | 11,197<br>84<br>1,401 |
| 子会社 | ＳＢＳファイナンス㈱ | 所有 直接 100.0 | 資金の移動 | ＣＭＳによる資金貸借（貸付増）（注3）<br>ＣＭＳ利息の受取（注3） | 2,764<br>33 | 短期貸付金 | 7,142 |
| 子会社 | ＳＢＳゼンツウ㈱ | 所有 直接 100.0 | 経営指導<br>配当金の受取<br>資金の移動<br>役員の兼任 | 経営指導（注2）<br>連結納税に係る個別帰属額<br>業務の受託（注5） | 139<br>108<br>7 | 未収入金 | 121 |
| | | | | 配当金の受取（注4） | 389 | － | － |
| | | | | ＣＭＳによる資金貸借（預り減）（注3）<br>ＣＭＳ利息の支払（注3） | 83<br>7 | 預り金 | 1,196 |
| 子会社 | ＳＢＳグローバルネットワーク㈱ | 所有 間接 100.0 | 資金の移動 | ＣＭＳによる資金貸借（貸付減）（注3）<br>ＣＭＳ利息の受取（注3） | 63<br>7 | 短期貸付金 | 833 |
| 子会社 | ＳＢＳフレックネット㈱ | 所有 間接 66.0 | 資金の移動 | ＣＭＳによる資金貸借（預り減）（注3）<br>ＣＭＳ利息の支払（注3） | 83<br>6 | 預り金 | 1,061 |

取引条件および取引条件の決定方針等

（注 1）貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

（注 2）経営指導料は業務内容を勘案し、両社協議のうえ、決定しております。

（注 3）当社は、ＣＭＳ（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しており、ＣＭＳ取引の実態を明瞭に開示するために、取引金額は純額表示しております。なお、利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

（注 4）配当金については、子会社の当期純利益から必要投資額等を控除した金額をベースに協議のうえ、決定しております。

（注 5）業務受託料については、それに係る人件費等必要経費を勘案し、協議のうえ、決定しております。

（注 6）受取賃料については、当社の賃借料および必要経費を勘案し、使用面積に基づき合理的に決定しております。

**8．１株当たり情報に関する注記**

| | | |
|---|---|---|
| ⑴ | １株当たり純資産額 | 239円08銭 |
| ⑵ | １株当たり当期純利益 | 38円64銭 |

**9．重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。